

○厚生労働省告示第百七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第十条の九第一号イ(2)の規定に基づき、令和六年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ(2)の規定に基づき厚生労働大臣が定める率を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月二十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

令和六年度における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第十九条の九第一号イ(2)の規定に基づき厚生労働大臣が定める率

区分	率
高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第二項に規定する保険者	○・九七四三三
高齢者の医療の確保に関する法律第四十八条に規定する後期高齢者医	一・〇八一三〇

